

令和5年度 第6回江津市農業委員会総会

日時：令和5年8月21日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（9名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 4番 原田和徳 5番 山本秀彦

6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子 9番 深野政勝

10番 山田博

○出席推進委員（8名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、

野田英夫、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第6回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会長 おはようございます。例年でしたら、盆が過ぎれば涼しくなると思っていたが、まだ連日暑い日が続いております。皆さんお体を大切にしてください。さて、盆明けの17日から地域計画の打ち合わせが9つのエリアに分けて行わ

れています。農業委員を含めて現状地図の作成について、忙しい中でありませうけれども、ご出席の上ご協力をよろしくお願いいたします。今回作成する現状地図をもとに10月から11月にかけて、各地域エリアで協議の場を設けて集約し、協議結果については公表するというこたです。また、そのような中ですが、ご案内のとおり、9月末までに農地利用状況調査・荒廃農地の発生解消状況に関する調査を実施していただいている所でございます。提出期限には事務局へご報告いただきたいと思ひます。この先も、まだまだ暑い日が続くと予想されていますので、出来るだけ涼しい時間帯で調査を行っていただきますよう、加えて、熱中症には十分に気を付けていただき、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。それでは、ただ今から、令和5年度、第6回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、藤井委員、崎谷推進委員、井上推進委員、湯浅推進委員から欠席の報告がありました。二本木委員については、明確な欠席報告がありませんので、追って来られるのではないかとと思ひます。出席委員につきましては過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、4番 原田委員、5番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第3条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願ひいたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。農地の所在は二宮町神主●●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●町●●●●番地●です。状況としましては、譲渡人は高齢で離れた場所に住んでおり耕作出来ないということで、以前から譲受人に耕作をお願ひしていたということもご

《 桜江町市山 》

会 長 次に日程第 4、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員それと井上推進委員は本日欠席ですので、事務局の方へ井上推進委員から詳細をお聞きになっていることですので、合わせて事務局からの報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明交付申請でございます。番号 1 番です。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は登記簿が田で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。申請事由としましては、県の行う公共工事の治山事業ということでありまして、事業実施に係る地目変更をするための非農地申請です。非農地証明を取得した後に、山林登記、保安林指定を行って事業を実施するとのことです。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図は 4 ページをご覧ください。縦に見ていただいて、右下の方に●●●がありますが、●●●の右側には●●●●と●●●●がありまして、左側は●●●方面です。橋から中央の上の方へ道路がありますが、これは●●方面へ繋がっております。●●●から上の方へ約●●●m進んだ所が今回の申請地になります。事務局からも説明がありましたように、治山堰堤の工事が進んでいます。申請者の●●●さんのお宅から山側に入った場所に平行に線が書いてありますが、それが治山堰堤で、老朽化に加えて容量が不足してきていることもあって補修工事とともに上流側に二つ目の治山堰堤を作るようになっています。現在は申請地に向けての取付道が設置されており、既に写真のような状況では無く、今年の春から工事に入っているとのことで、立木も既に伐採して処理されております。その道も治山工事が終わった後も残す予定だそうです。事務局から山林として利用と説明がありましたけれども、治山堰堤は砂がいっぱい溜まったら、そのままの状態にされるそうです。既に今後農地としての機能は無く、非農地としての申請は仕方ないのかなと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 続いて、事務局からお願いいたします。

事務局 井上推進委員から連絡ございまして、田代委員に同行して確認を行ったということです。今、田代委員が説明されたとおり、伐採をして既に工事に入って

いる状況でした。実際には、もう農地に戻ることは無いであろうと思われます。また、周辺に影響があるという訳ではありませんので、非農地として問題無いということで、報告を受けております。以上です。

会 長 　ただ今、説明および調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第5、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1枚めくっていただくと集計表がございます。2ページ目からご覧下さい。番号は1番。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。中間管理事業で、期間は令和5年9月1日から令和15年12月31日、10年4ヶ月です。賃貸料は10a当り●●●●円です。2番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●●●●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●●●●●●●●●●です。賃貸料は10a当り●●●●円です。中間管理事業で、期間は令和5年9月1日から令和15年12月31日、10年4ヶ月です。3番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●府●●市●●●●番地●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。中間管理事業で賃貸料は10a当り●●●●円です。期間は令和5年9月1日から令和

15年12月31日、10年4ヶ月です。次のページ、4番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。中間管理事業で、賃貸料は10a当り●●●●円です。期間は令和5年9月1日から令和15年12月31日、10年4ヶ月です。5番です。農地の所在は桜江町鹿賀●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●番●、地目は畑、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●●番地●です。中間管理事業で、賃貸料は10a当り●●●●円です。期間は令和5年9月1日から令和15年12月31日、10年4ヶ月です。次のページから位置図等が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 　意見第3号についてですが、基本的な事を聞きますが、所有権を移転するのは農業振興公社、所有権移転を受けるのが●●●●さんになっていますが、これは現在、登記上は誰の名前になっているのですか。登記簿上の方へお金を払われる訳ですよ。農業振興公社が払われるのですか。

事務局 　意見第3号については次の審議になります。今は意見第1号についての審議ですので、次の説明後にお答えいたします。

階本推進委員 　すみません。後から質問します。

会 長 　他にご質問等ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づ

く農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第 3 号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、所有権移転でございます。1 枚めくっていただくと内容がございます。番号は 1 番。農地の所在は桜江町市山●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。所有権を移転する者は●●●●●●●●●●、●●市●●●町●●●番地●です。所有権の移転を受ける者は有●●●●●●●●●●、●●市●●●町●●●番地●です。利用目的はハウス野菜の栽培です。売買価格は全体で●●●●千円、移転時期は令和 5 年 8 月 25 日でございます。こちらは、先々月に元の所有者さんから●●●●に所有権移転、このたび●●●●から●●●●さんに所有権移転ということで、提出されたものです。先ほど、質問がありました件についてですが、登記が済んでおりまして、3 名の地権者がおられましたが、既に●●●●に所有権移転がなされています。したがって、今回、●●●●から●●●●さんへの所有権移転となります。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 農業振興公社にお尋ねしますが、一般の人から振興公社が農地を所有して登記も変更されて、農業公社が持っているというのは、やはり払う訳ですか。

会 長 はい、植本さん。

植本推進員 公社の植本です。制度の詳細をすべて記憶してはないので、概要について説明させていただきます。中間管理事業では、農地の貸し借りという事業と、農地の売買という事業についても実施しています。この売買につきましては、誰でも良いという訳ではございません。買い手は、基本的に認定農業者が対象で、売り手は国と県の二つです。この案件は、浜田地区では 3 件か 4 件くらいありましたが、江津では初めてです。制度の詳細については、次回の総会で

パンフレットを準備させていただきたいと思います。簡単な解説で申し訳ありませんが、次回にパンフレット等でお話をさせていただければと思います。以上でよろしいでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 そういった事業があるのですね。

植本推進員 そうですね。事業の中に代替事業という項目があります。

階本推進委員 はい、分かりました。

会 長 他にご質問ございますか。はい、どうぞ。

階本推進委員 一点お聞きしたいのですが、公社が既に登記をしておられるのは、この農業委員会での承認というのは要らないのですか。

事務局 先々月に許可が出ております。

階本推進委員 許可はもう出ているのですね。分かりました。

会 長 他にございますか。はい、どうぞ。

2 番委員 補足ですが、今年の 6 月 21 日に農用地利用集積計画で承認されております。今回は●●●●から●●●●さんへの所有権移転です。本来なら本人同士が、所有権移転の手続きを行うのですけれども、大変複雑で事務量が多いため、このようなやり方でされたのだと思います。

階本推進委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

階本推進委員 そうすると、本来なら土地の所有者が●●●●さんへ、売買すればそれで済むが、事務処理が煩雑な為に農業公社を間に通されたという解釈ですか。

2 番委員 その方が迅速に処理できると思います。

会 長 植本さん、そういう解釈でよろしいでしょうか。

植本推進員 はい。表現も色々あるのですが、大まかに言えば、個人では手間がかかる事務的な書類等も全部公社で作成し、計画の内容確認をしていただいて押印すれば、手続きが完了します。公社も中間管理で農地情報把握のメリットがありますので、売買・貸借の制度を活用してくださいということです。こういう売買案件がございましたら、お声がけいただければと思います。

会 長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 ということは、この取引というのは、当初から結論ありきで実施したものであると。

植本推進員　そうですね。売買案件が発生した時に、市役所を通して、地権者と農業者が集まり、目的内容や金額等の協議を行って、双方が合意した場合に売買ということで、事業を進めさせていただきます。

会　長　　よろしいでしょうか。

階本推進委員　はい。

会　長　　植本さん、すみません。次回、この売買に関する部分の資料等を、抜粋してでもお持ちいただければと思います。

植本推進員　はい、分かりました。準備しておきます。

会　長　　よろしく願いいたします。ありがとうございます。他にご質問等ございますか。はい、どうぞ。

階本推進委員　今の話を聞いたら、結局、相手は認定農業者でないといけないと。公的機関の中間管理事業を通した方がよろしいという話ですか。

植本推進員　そうですね。制度を活用して中間管理事業で所有権移転を行っても、特に支障は無いということです。次回、パンフレットを用意して説明をしたいと思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。以上です。

会　長　　はい。事務局どうぞ。

事務局　端的に申しますと、地権者から担い手への所有権移転は、行政書士等を介して相対取引の3条許可申請を行い、許可を得ることが通常です。中間管理事業については、所有者が複数いる場合に一括して所有権移転を行い委員会の承認を受けることとなります。事務作業を軽減し、まとめて売買手続きが出来るという利点がありますので、認定農業者への集積を促す為に、この事業を推進していくこととなります。以上です。

会　長　　以上でよろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会　長　　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会　長　　挙手全員と認めます。よって、意見第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について(所有権移転)」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 6、その他について事務局から、総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 はい、2 点ほどございます。1 点目は、本日お手元にお配りしました、令和 4 年度農業委員会農地の最適化推進の状況その他事務実施状況の公表という冊子についてです。先月に話をさせていただいた件ですが、公表する内容を県庁と協議中ということで、皆様にお知らせした所です。内容確認が出来ましたので、ご覧いただければと思います。皆様が積極的に活動していることは周知の事実ですが、最後のページに評価、結果として目標をやや下回る結果となったという記述があります。昨年計画に対しての実数での積上げによる判定なので、このような表現になっていることをご容赦いただきたいと思います。次に 2 点目ですが、議案と一緒に送付させていただいた、農業経営基盤強化に関する基本的な構想の改正（案）についてです。これは、概ね 5 年毎に策定となっております。このたび農林水産課から基本構想を改正しますという提起がありました。改正内容は、農業基盤強化促進法の改正に伴う改正ということです。改正時期は 9 月 30 日から施行としています。主な改正点は、利用権設定等促進事業に関する事項と農地利用集積円滑化事業に関する事業の削除と、地域計画に関する事項の追加、それからその他数値の変更等ということです。第 1 章では担い手の育成に関する方針や目標達成に向けての方向性、新規就農者の育成、支援体制の記述がしてありまして、第 2 章から第 4 章にかけては、営農累計毎の指標、担い手育成に関する指標を記載しております。第 5 章は、経営基盤強化促進法に関して、地域計画及び中間管理事業、農地利用関連事業に関して内容を説明する記述がございます。事前に郵送していますので、ご一読いただいているかと思いますが、改正に関しての承認をいただきたいと思います。

会 長 ただ今、事務局から 2 点、農業経営基盤強化に関する基本的な構想の改正（案）について、それから農業委員会の農地利用の最適化推進の状況その他事務実施状況の公表について説明がありましたが、この件についてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、質問等が無いようでありますので、採決をいたします。事務局の提案のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農業経営基盤法の評価に関する基本的な構想の改正（案）については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 その他、皆さんから何かございますか。私から 1 点よろしいでしょうか。先ほどの非農地証明の写真についてですが、報告と写真とに違和感がありました。もう少し直近の写真とかは無いのでしょうか。

事務局 県土整備事務所から示された写真が、それしかありませんでしたので添付しておりますが、現地はすでに木を伐採しているとのことです。

会 長 そういう報告でしたよね。現地に行かれた人は分かるだろうけど、他の委員は示されたものでしか判断出来ないなので、説明を聞くとすごく違和感がありました。

事務局 前日もそういったことがありましたので、県土整備事務所にも、許可が出てから工事施工をするように申し入れをしておこうと思います。

会 長 他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、9 月 20 日の水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員